

NPB新型コロナウイルス感染予防 対応マニュアル



2023年3月13日現在

目次

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報	4
2. 日本野球機構基本方針	6
3. 球団と関係者予防措置	11
4. 審判員、記録員等感染予防措置	29
5. 発症者/陽性者発生時の対応（球団と関係者）	32
6. メディア取材・中継制作ガイドライン	50
7. 有観客時球場運営対応	55
8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）	74
【別添1】 2023 年度シーズン特例事項	77
【別添2】 公式戦継続の判断基準	81
出典・参考	84

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報

2. 日本野球機構基本方針
3. 球団と関係者予防措置
4. 審判員、記録員等感染予防措置
5. 発症者/陽性者発生時の対応（球団と関係者）
6. メディア取材・中継制作ガイドライン
7. 有観客時球場運営対応
8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）

【別添1】 2023 年度シーズン特例事項

【別添2】 公式戦継続の判断基準

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報

新型コロナウイルス感染症	ヒトコロナウイルスSARS-CoV-2感染による感染症
症状	発熱、咽頭痛、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等
感染経路	せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等が感染経路と考えられている。
基本的な感染対策	①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という）の回避、人と人との距離の確保、手洗い等の手指衛生、換気等が重要である。
潜伏期間	潜伏期間は約5日間、最長14日間とされている。オミクロン株では潜伏期間が短縮していると報告されている。新型コロナウイルスはまず鼻咽頭などの上気道に感染すると考えられる。多くの患者は発症から1週間程度で治癒に向かうが、一部の患者では肺炎を発症する。さらに、急性呼吸窮迫症候群（ARDS）に至る患者もある。現在のオミクロン株による流行では、アルファ株やデルタ株が主体の流行と比較して、酸素療法や人工呼吸管理を必要とする患者の割合が低下していることが報告されている。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報

変異株

- ・オミクロン株については、国内外の報告から感染・伝播性の増加が示唆されており、デルタ株に比べて世代時間、倍加時間や潜伏期間の短縮、二次感染リスクや再感染リスクの増大が確認されており、感染拡大のスピードが極めて速い。国内においても感染例が急増し、令和4年2月頃に全国的にデルタ株からオミクロン株のBA.1系統に置き換わり、同年5月には、オミクロン株のBA.2系統に置き換わったが、さらに同年7月には、BA.5系統に概ね置き換わった。最近では、BQ.1、BQ.1.1などの感染力が強い系統やXBBなどの組み換え体も増加しているとの報告もあり注意が必要である。
- ・飛沫や換気の悪い場所におけるエアロゾルによる感染が多く、子供が感染しやすくなっており、学校等での感染に加え、家庭に持ち帰り、家庭内で感染が拡大する事例が見られている。まず軽症者の数が急激に増加し、併せて中等症者も一定程度増加し、その後、高齢者に伝播し、重症者数、入院者数も増え医療全体がひっ迫し、更に社会機能の維持も困難になってくることも懸念される。

出典・参考：

『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日（令和4年11月25日変更）』内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（2022-3-22 参照）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20221125.pdf

目次

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報

2. 日本野球機構基本方針

3. 球団と関係者予防措置

4. 審判員、記録員等感染予防措置

5. 発症者/陽性者発生時の対応（球団と関係者）

6. メディア取材・中継制作ガイドライン

7. 有観客時球場運営対応

8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）

【別添1】 2023 年度シーズン特例事項

【別添2】 公式戦継続の判断基準

ア) 新型コロナウイルス感染症対応の基本原則・方針

個人防衛

集団防衛

社会防衛

1. 選手・監督・コーチ・審判員・スタッフ等とその家族が、風邪症状等体調不良を認めたら休む勇気を持つこと
2. 観客も観戦に当たっては発熱、咽頭痛、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等を認めた場合には外出自粛・球場に行かないという文化を醸成すること
3. 「三つの密」の回避や、「十分な人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実施



- 選手・監督・コーチ・審判員・スタッフを守る
- 観客を守る
- 選手・監督・コーチ・審判員・スタッフ、観客が感染クラスターになることを防ぐ
- 日本のスポーツ文化を守る

イ) 緊急事態宣言等が発出された場合

全国緊急事態宣言（都道府県単位の緊急事態宣言を含む）等が発出された場合、緊急実行委員会を開催し、リーグ戦の中断を含めた対応を検討し、決定する。自治体、保健所とも連携して最適な判断を下す。

ウ) 基本的感染予防対策（全関係者対象）

①毎日の健康チェックと行動記録（推奨）

- ・ 体温測定：起床直後・球場への出発前等決まった時間での体温記録
- ・ 行動記録：発熱、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等の体調不良、食欲低下の有無、睡眠時間等のチェック、食事や出向いた場所・同行者記録や人混みに入る等の感染リスクが高い状況の生じた場合を詳しく記録

※体温が37.5度以上および発熱症状のある場合、発熱、咽頭痛、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等、体調不良が見られた場合は勇気を持って休む

②マスクの着用

- ・ 着用は個人の判断に委ねる

※主催球団が感染対策上の理由等によりマスク着用を求めることができる

③手指衛生の徹底、こまめな手洗い

- ・ 消毒用アルコール剤による手指衛生の徹底が原則。但し、投手等では、アルコールによりマメ等指先の状態に影響が大きいと判断される場合には、流水と石鹼による手洗いでも十分な予防効果が期待できる（手指消毒、手洗いのやり方は所属球団が指導）

④人混みを避ける

- ・ 三つの密を避ける
- ・ 十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）の確保
- ・ 不要不急の外出、外食を控える
- ・ 飲食を伴う懇親会を中止および外食を自粛する（過度の飲酒の自粛）

ウ) 基本的感染予防対策（全関係者対象）

⑤こまめな換気

- ・法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気（寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫）

- ・『人との接触を8割減らす、10のポイント』厚生労働省（2022-3-22参照）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html
- ・『「新しい生活様式」の実践例』厚生労働省（2022-3-22参照）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
- ・『感染リスクが高まる「5つの場面」』内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（2022-3-22参照）
<https://corona.go.jp/proposal/#sugoshikata>
- ・『国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）』厚生労働省（2022-3-22参照）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

も併せて活用する。

目次

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報
2. 日本野球機構基本方針
- 3. 球団と関係者予防措置**
4. 審判員、記録員等感染予防措置
5. 発症者/陽性者発生時の対応（球団と関係者）
6. メディア取材・中継制作ガイドライン
7. 有観客時球場運営対応
8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）

【別添1】 2023 年度シーズン特例事項

【別添2】 公式戦継続の判断基準

球団と関係者予防措置

球団と関係者とは

- (1) 選手・監督・コーチを含むユニフォーム着用者やチーム運営担当者（トレーナー、チームに同行するマネージャー、通訳等）とその家族およびチームと接触する可能性のある球団・球場職員等
- (2) チームと接触のない・接触をしない球団・球場職員等のうち(1)を対象とする。

本項に記載の感染予防措置を遵守・徹底し、必要に応じて掲示等を通じて周知を図る。

■ユニフォーム着用者（選手、コーチ、監督等）

自宅/宿泊施設にて	<ul style="list-style-type: none">・起床直後の検温を推奨・ホテルでの宿泊は1人部屋が望ましい
移動前	<ul style="list-style-type: none">・球場への出発前に検温を推奨
移動中	<ul style="list-style-type: none">・感染予防の観点から、手指衛生の徹底のうえ、一般客との接触を避ける・公共交通機関を極力使わず、やむを得ず利用する場合は混み合う時間帯を可能な限り避ける
球場にて	<ul style="list-style-type: none">・グラウンド、ダグアウトを除くすべてのエリア（ロッカールームを含む）において、極力、会話を控える・共用物品の使用を可能な限り控える（タオル、シャワー用品等）・ロッカールーム・シャワー室等の時間差利用等可能な限り濃厚接触を回避・喫煙スペースも距離を取り、互いの会話を避け、換気に留意する。十分なスペースが確保できない場合は、人数の制限も必要・ユニフォームや衣服のこまめな洗濯を行う

■ユニフォーム着用者（選手、コーチ、監督等）

試合中（練習中を含む）	<ul style="list-style-type: none">・練習中および試合前/中/後、手指消毒剤随時使用（手指消毒剤をダグアウト、ロッカールーム、ブルペン、食事会場等に常時配置）・素手でのハイタッチや握手等を控える・唾を吐く行為の禁止・練習中および試合中、手を舐める行為を行わない・手指衛生に努めたうえ、共用物品の使用を可能な限り控え、共用物品についてはできるだけアルコールワイプ等で消毒する・試合用ロジンバッグはホーム・ビジターチームで別の物を使用する・ボールを触った手で眼・鼻・口を触らない・ダグアウトにおいては、できるだけ選手同士の間隔をとり、可能な限り接触を避ける・試合前やイニング間の円陣、その際の声出しは可能な限り選手同士の間隔をとり、最短時間で済ませる・投手交代時等でマウンドに集まる際には、できるだけ選手、コーチ同士の間隔をとり、可能な限り接触を避ける
食事	<ul style="list-style-type: none">・距離をあけての食事（できるだけ 1m）を心がける。対面ではなく横並びで座り、飲食中の会話を控える。大人数や長時間に及ぶ飲食を行わない・ビュッフェやサラダバーは、利用者が一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用するとともに、手指の消毒を徹底する・持ち帰りや出前、デリバリー、宿泊施設のルームサービス等を活用する

■チーム運営担当者（トレーナー、チームに同行するマネージャー、通訳等）

自宅/宿泊施設にて	<ul style="list-style-type: none">・起床直後の検温を推奨・ホテルでの宿泊は1人部屋が望ましい
移動前	<ul style="list-style-type: none">・球場への出発前に検温を推奨
移動中	<ul style="list-style-type: none">・感染予防の観点から、手指衛生の徹底のうえ、一般客との接触を避ける・公共交通機関を極力使わず、やむを得ず利用する場合は混み合う時間帯を可能な限り避ける
球場にて	<ul style="list-style-type: none">・グラウンド、ダグアウトを除くすべてのエリア（ロッカールームを含む）において、極力、会話を控える・共用物品の使用を可能な限り控える（タオル、シャワー用品等）・ロッカールーム・シャワー室等の時間差利用等可能な限り濃厚接触を回避・トレーナーの担当記録があれば遡っての調査が可能になるため有用・トレーナーについては接触が避けられないが、接触前後に必ず手指消毒剤を使用し手を清潔に保つ等、できる限りの感染予防・保護に努める・球団内の他のフロントとの直接接触を控える・喫煙スペースも距離を取り、互いの会話を避け、換気に留意する。十分なスペースが確保できない場合は、人数の制限も必要・ユニフォームや衣服のこまめな洗濯を行う

■チーム運営担当者（トレーナー、チームに同行するマネージャー、通訳等）

食事

- ・ 距離をあけての食事（できるだけ 1m）を心がける。対面ではなく横並びで座り、飲食中の会話を控える。大人数や長時間に及ぶ飲食を行わない
- ・ ビュッフェやサラダバーは、利用者が一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用するとともに、手指の消毒を徹底する
- ・ 持ち帰りや出前、デリバリー、宿泊施設のルームサービス等を活用する

■ ボールボーイ/ガール、バットボーイ/ガール、リリーフカー運転手等

球場にて

- ・ 球場入場時に検温（37.5 度以上および発熱症状のある場合入場不可）、名簿に名前と検温結果、体調を記載することを推奨
- ・ 業務内容に応じて衛生手袋（使い捨て、密着性）を着用
- ・ 可能な限りチームと動線・食事スペースと時間を分離
- ・ 業務に必要なない場所への立ち入り禁止
- ・ 試合球等の物品への他人の接触を防止
- ・ 再入場時には再度検温を推奨
- ・ ユニフォームや衣服のこまめな洗濯を行う

■施設管理（グラウンドキーパー/警備員/清掃員/ケータリング業者/ ランドリー業者/その他球場関係者（アルバイトスタッフを含む））

球場にて

- ・ 球場入場時に検温（37.5 度以上および発熱症状のある場合入場不可）、名簿に名前と検温結果、体調を記載することを推奨
- ・ 業務内容に応じて衛生手袋（使い捨て、密着性）を着用
- ・ 可能な限りチームと動線・食事スペースと時間を分離
- ・ 業務に必要なのない場所への立ち入り禁止
- ・ 試合球等の物品への他人の接触を防止
- ・ 再入場時には再度検温を推奨
- ・ ユニフォームや衣服のこまめな洗濯を行う

■組織（球団/球場＋チーム運営担当者等）に求められる感染予防対策

①施設の空調・換気状態の把握と可能な対策

- ・換気の徹底：法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、1回に5分以上）の徹底
 - * 室温が下がらない範囲で常時窓開けも可
 - * 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定
 - * 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討
- ・必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1,000ppm以下（※）を維持することも望ましい。（※機械換気の場合。常時窓開け換気の場合は目安。）
- ・換気の方法に関する下記資料も併せて活用する。

『冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（令和2年11月27日）』

厚生労働省（参照：2022-3-22）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html

『熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（令和2年6月24日）』

厚生労働省（参照：2022-3-22）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640917.pdf>

『「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（令和2年4月3日）』

厚生労働省（参照：2022-3-22）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

■組織（球団/球場＋チーム運営担当者等）に求められる感染予防対策

②選手の濃厚接触の回避

- ・ロッカールーム・シャワー室等の時間差利用促進、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を取れるよう配慮する等の空間遮断等
- ・感染リスクを下げるため、チームを守るためにポジションが同じ選手が可能な限り行動を共にしない等の工夫は有効となる可能性がある

③ロッカールーム・シャワー室、ダグアウト、トイレ等における環境消毒とタオル等のリネン管理の徹底

- ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒
下記資料も併せて活用する

『新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）』
厚生労働省（参照：2022-3-22）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

- ・タオル等のリネンの共用は避ける。トイレ等の手拭きはペーパータオルを使用する
- ・チーム専用トイレ個室に便座クリーナー等を配備。利用者には毎回の使用を呼びかけ
- ・利用者に毎回のトイレ使用后、原則ふたをして流し、手洗いは十分に泡立てた石鹸と流水で行うことを呼びかけ
- ・ごみ捨ての際、鼻水、唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。ゴミを回収する人は、手袋を着用し、手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

■組織（球団/球場＋チーム運営担当者等）に求められる感染予防対策

④手洗い、手指消毒の徹底

- ・アルコールなどの手指消毒液は各諸室に設置する
- ・こまめな手洗いや手指消毒の徹底を促す

⑤動線、諸室等の区分け

- ・球場の動線や諸室等の区分けは不要。但し、必要以外の場所には立ち入らない
- ・密集を避けるため、そのキャパシティによって必要に応じて一度に利用する人数の制限を行う
- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限を行う
- ・対面での食事や飲食中の会話を自粛する
- ・各諸室への入退室前後の手洗い・手指消毒の徹底

⑥隔離部屋の設置

- ・体調不良者が出た際の隔離部屋を各球場に設置する

■組織（球団/球場＋チーム運営担当者等）に求められる感染予防対策

⑦密集回避

- ・十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を保てない諸室がある球場については、新たにプレハブ等を設置し、十分な距離が確保できるようにする
- ・必要に応じてアクリル板・透明ビニールカーテンによる遮蔽を行う
- ・ミーティング、打合せ等は換気の徹底の上、屋外またはオンラインでの実施も検討する。

⑧選手を含む球団と関係者、家族に対する教育・啓発と意識改革

- ・基本的感染予防対策の周知、指導
- ・チーム関係者以外の方への協力の要請（運転手、報道陣等）
- ・人混みに入る等濃厚接触が生じた場合の記録（主なものを報告、あるいは日記）
- ・選手を含む球団と関係者の行動記録の記載
- ・選手・球団関係者への感染予防啓発：各球場ダグアウト、ロッカールーム等に本感染予防ガイドラインの抜粋事項を掲示する等の措置を講じ、感染予防の徹底周知を図る

⑨NPB全体での情報共有体制

- ・体調不良者に関する情報共有による危機察知体制の構築

■組織（球団/球場＋チーム運営担当者等）に求められる感染予防対策

⑩チームドクターおよびチーム連携医療機関の選定と連携体制の確認

- ・NPBを通じた専門家との連携体制の確認
- ・医療機関や地元の保健所との連携体制の確認
- ・PCR検査受検の場合等の迅速な対応の準備

⑪感染者が出た場合の消毒

- ・事前に各球団と各地方自治体間で確認した必要な連絡先へ連絡し、保健所等の指示に従い消毒を実施

⑫安全な移動

- ・チーム行動以外の不要不急の移動は避ける
- ・バス等での移動時の換気、空間遮断による濃厚接触の回避
- ・公共交通機関を使用する際には混みあう時間帯を避ける
- ・移動中の第三者との接触を可能な限り避ける

■組織（球団/球場＋チーム運営担当者等）に求められる感染予防対策

⑬イベントの最小化

- ・ゲストパスの発行の最少化に努める。控室に十分なスペースが確保できない場合等は、必要に応じてゲストパスの発行枚数、球場に入場するゲストの人数を制限し、十分な人と人との間隔（できるだけ 2m、最低 1m）が確保できるようにする
- ・セレモニー等の最小化に努める。ユニフォーム着用者と接触のあるスポンサーイベントを最小限とし、実施する場合は接触前/後の手指消毒を、選手を含むユニフォーム着用者、スポンサーゲスト共に徹底する。
- ・原則、グラウンドへの入場はユニフォーム着用者・チーム運営担当者他業務上必要な球団・球場職員等最小限にとどめることを推奨する
- ・マスコット、チア等球団パフォーマーをグラウンドに入場させる場合は、ユニフォーム着用者と同レベルの予防措置が徹底されていることを確認し、選手との接触を最小限とするよう努める

原則：イベントの最小化、ゲスト・パフォーマー等と球団・関係者との接触の最小化に努め、必要に応じて人数制限、動線の制限・確認を行う。ゲスト・パフォーマー等の手指消毒を徹底する。

■組織（球団/球場＋チーム運営担当者等）に求められる感染予防対策

	試合中（イニング間）	試合前・試合後（練習時を含む）
協賛社関係者	グラウンド入場可能	グラウンド入場可能
ゲスト（タレントや演者等）	グラウンド入場可能	グラウンド入場可能
マスコット	グラウンド入場可能	グラウンド入場可能
チア等球団パフォーマー	グラウンド入場可能	グラウンド入場可能
選手等チーム関係者の家族	グラウンド入場可能	グラウンド入場可能
試合進行関係者	必要な場合グラウンド入場可能	必要な場合グラウンド入場可能
解説者・球団OB	選手エリア（グラウンドやダグアウトを含む）入場可能	選手エリア（グラウンドやダグアウトを含む）入場可能

■ 宿泊施設、バス会社等

各球団から各宿泊ホテルおよびバス会社等の関係業者に対し、可能な限り新型コロナウイルス感染予防の徹底の協力依頼を行う

< 協力依頼内容の例 >

- ・ 基本的感染予防対策（検温および行動記録表の作成、手指消毒等）の徹底
- ・ 食事提供等の工夫
- ・ （宿泊ホテル）可能な限り一般宿泊者と球団関係者の接触回避
- ・ （バス等）利用ごとの車内の消毒、移動時の車内換気の徹底（必ず窓を開けて行う）
- ・ その他、「新しい生活様式」の徹底 等

※全球団、ユニフォーム着用者やチーム運営担当者の行動記録表の作成

- ・新型コロナウイルスの症状の毎日の監視および症状発生時の迅速な措置を目的とする
 - ※症状発生時に記載できるように準備しておく

* 検温データを含む行動記録表の作成と管理は、各球団が利用するシステムによるデジタルデータでの運用も可とする。

報告日： 2020年6月15日(月)

行動記録表

日付：			
球団名：			
氏名：	年齢：	性別：	
役職：	<input type="checkbox"/> 選手 <input type="checkbox"/> 監督 <input type="checkbox"/> コーチ <input type="checkbox"/> チーム関係者 () <input type="checkbox"/> その他 ()		

▼体温測定

(1)	検温日時	体温
(2)	検温日時	体温
(3)	検温日時	体温

▼自己チェックリスト

- (1) 昨日から本人または本人の同居人に、以下の症状の発生がありますか？
 発熱 咳 首の不調・痛み 鼻水 痰 呼吸困難 嗅覚・味覚異常 なし
- (2) 昨日以降、本人または本人の同居人のうち、陽性感染者または上記の症状のある発症者と対面接触がありますか？
 はい いいえ
- (3) 昨日以降、本人または本人の同居人のうち、外部との集会に参加したり、外出しましたか？
 はい いいえ
- (4) 昨日、本人は常時マスクを着用し、手を清潔に保つなどの新型コロナウイルス感染症の予防のための基本事項を遵守しましたか？
 はい いいえ
- (5) (2)、(3)の項目に「はい」と答えた場合、特に気になる症状がある場合や、新型コロナウイルス感染の心配/疑わしい状況がある場合、対面接触者、場所、時間などを、下記詳細に記録して保存してください。
 記録しました

①主な行動

②体調について

トレーナー等報告者：		
携帯：		e-mail：

目次

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報
2. 日本野球機構基本方針
3. 球団と関係者予防措置
- 4. 審判員、記録員等感染予防措置**
5. 発症者/陽性者発生時の対応（球団と関係者）
6. メディア取材・中継制作ガイドライン
7. 有観客時球場運営対応
8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）

【別添1】 2023 年度シーズン特例事項

【別添2】 公式戦継続の判断基準

審判員、記録員等感染予防措置

共通	自宅/宿泊施設にて	<ul style="list-style-type: none">・起床直後の検温を推奨・ホテルでの宿泊は1人部屋が望ましい
	移動前	<ul style="list-style-type: none">・球場への出発前に検温を推奨
	移動中	<ul style="list-style-type: none">・感染予防の観点から、手指衛生を徹底のうえ、一般客との接触を避ける・公共交通機関を極力使わず、やむを得ず利用する場合は混み合う時間帯を可能な限り避ける
	球場・練習場にて	<ul style="list-style-type: none">・ユニフォーム着用者、チーム運営担当者、NPB職員、球場担当者、審判員同士等、現場関係者同士で可能な限り十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を保つ・審判室、記録室、その他球場諸室等部外者立ち入り禁止・喫煙スペースも距離を取り、互いの会話を避け、換気に留意する十分なスペースが確保できない場合は、人数の制限も必要・ユニフォームや衣服のこまめな洗濯を行う
	練習中・試合中	<ul style="list-style-type: none">・練習中および試合前/中/後、手指消毒剤随時使用（手指消毒剤をダグアウト、ロッカールーム、ブルペン、食事会場等に常時配置）・素手でのハイタッチや握手等を控える

審判員、記録員等感染予防措置

共通	食事	<ul style="list-style-type: none">・ 距離をあけての食事（できるだけ 1m）を心がける。対面ではなく横並びで座り、飲食中の会話を控える・ ビュッフェやサラダバーは、利用者が一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用するとともに、手指の消毒を徹底する・ 球場レストラン利用時の混雑時間を避ける（試合後の会食の禁止）・ 持ち帰りや出前、デリバリー、宿泊施設のルームサービス等を活用する
審判員		<ul style="list-style-type: none">・ 選手の直接接触禁止
記録員		<ul style="list-style-type: none">・ 記録室内では座席間の距離を可能な限り置く（できるだけ 2m、最低 1m）

※球場移動を最小化するための割当を策定予定。

※NPB事務局：事務局内での発症者/陽性者の発生状況を想定した、部署ごとに代替業務方法を検討、情報共有を徹底。

目次

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報
2. 日本野球機構基本方針
3. 球団と関係者予防措置
4. 審判員、記録員等感染予防措置
- 5. 発症者/陽性者発生時の対応（球団と関係者）**
6. メディア取材・中継制作ガイドライン
7. 有観客時球場運営対応
8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）

【別添1】 2023 年度シーズン特例事項

【別添2】 公式戦継続の判断基準

<感染および濃厚接触が疑われる場合の基本方針>

・球団および関係者が陽性もしくは濃厚接触者となる可能性がある場合、検査受検者は検査結果が出るまで、感染拡大予防のため、チームから即時離脱、遠征から可能な限り即時帰宅、自宅待機することを基本方針とするが、遠距離の遠征先からの帰宅等の場合、ホーム球団と相談し、ホーム球団の医療支援を仰ぎ、場合によっては現地にて対応する。

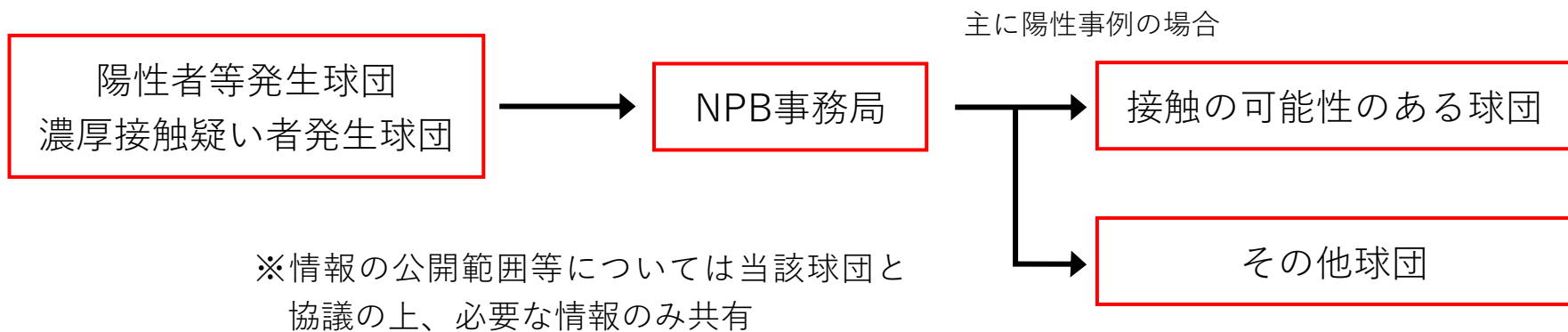
※感染疑い症状発症者、体調不良者が病院を受診する場合は可能な限り自家用車で病院へ行き、受診の際も車内で待機して医師の指示に従うことが望ましい。

※管轄保健所は、本来居住地の保健所となるが、遠征先で発症した場合は必要に応じて現地の保健所に問い合わせを行う。遠征先で症状が重い、帰路に公共交通機関しか方法がないといった場合は入院もしくは遠征先宿舎での待機を検討する必要もある。

感染疑い者（発症者）や陽性者が発生した場合、球団にて行動記録を確認し、提携医療機関へ連絡の上、当該者と接触のあった者については緊急検査（スクリーニング検査）を行う。

○陽性事例・濃厚接触疑い事例等の報告

陽性者・濃厚接触疑い者等発生球団は、状況確認後、速やかに「【球団と関係者】陽性・濃厚接触疑い報告フォーマット」の「経過記録表」を記入し、NPB事務局に提出する。陽性事例の場合、またその他必要と判断される場合、NPB事務局から専門家に相談する。また、必要に応じて接触の可能性のある他球団およびその他の球団に情報共有することがある（陽性者・感染疑い者のプライバシーおよび陽性者・感染疑い者・当該球団等の風評被害等にも配慮し、情報の公開範囲や共有方法等については当該球団と協議の上、必要部分に限って共有する）。



※なお、原則として経過報告表は1事例につき1シート（1ファイル）での記入とし、関連の可能性が低い2つ以上の事例については別ファイルで作成する。1事例の関連人数の多い場合は適宜列・シートを増やして記載する。同一実施の検査における陽性事例や、初発事例に係る緊急スクリーニング検査での陽性事例については同一事例とし、1シート（1ファイル）にまとめることができる。

【球団と関係者】陽性・濃厚接触感染疑い報告フォーマット 経過記録表

報告日：2020年 月 日

1. 新型コロナウイルス感染症 感染時/濃厚接触者認定時/感染疑い時 経過報告表

*記入欄が足りない場合は列/行またはシートをコピーして記入してください。

球団名：

報告者氏名：

区分		選択してください	選択してください	選択してください	選択してください	チーム	その他（広報対応等）
役職（記入） （氏名）							
感染状況		選択してください	選択してください	選択してください	選択してください		
日付	曜日	※可能な限り時間もご記入ください。					
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							

〈球団初期対応（連絡経路、行動履歴の聴取等）〉

〈状況詳細記述、備考等〉

〈保健所とのやり取り・指示等〉

経過記録表 記入例

報告日： 2020年7月24日

1. 新型コロナウイルス感染症 感染時/濃厚接触者認定時/感染疑い時 経過報告表

*記入欄が足りない場合は行/またはシートをコピーして記入してください。

球団名 XX球団

報告者氏名： 一軍 球次郎

区分	ユニフォーム着用時(練習・試合・通勤時)	球団関係者家族	チーム運営担当者	その他の球団関係者	チーム	その他(広報対応等)
役職(記入)	選手(内野手)	一塁守内野手家族	トレーナー	球団幹部		
(氏名)	一塁守	一塁守の妻	整体 太郎	XX 次郎		
感染状況	陽性	陽性	濃厚接触者	感染疑い		
日付	曜日	※可能な限り時間をご記入ください。				
7/16	木	午前中定期PCR検査受検、ナイター試合出場せず(ベンチ入り)		午前中定期PCR検査受検、一塁選手を含む10人程度施術		一軍定期PCR検査(103名)、ナイター●●戦(XX球場)
7/17	金	ナイター試合出場	風過ぎより喉の痛み、味覚異常を自覚	試合後、一塁選手を含む10人程度施術	二軍定期PCR検査の際にPCR検査受検(10時頃)	二軍定期PCR検査(72名)、ナイター○○戦(XX球場)
7/18	土	午前中陰性判定、デーゲーム試合出場	起床時の体温測定にて発熱、午後を受診した病院でPCR検査	午前中陰性判定、試合中・試合後、一塁選手を含む15人程度施術	一軍デーゲームを視察(17時~21時)	デーゲーム○○戦(XX球場)
7/19	日	自宅待機	夕方陽性判定の連絡、即入院	試合中・試合後、一塁選手を含む15人程度施術	午前中陰性判定、一軍デーゲームを視察	デーゲーム○○戦(XX球場)
7/20	月	遠征先へ移動日、起床時に発熱が見られたため自宅待機		遠征先へ移動	球団事務所にて勤務(9~18時)	新幹線で移動
7/21	火	朝8時頃○○病院にてPCR検査			勤務先の球団事務所近く△△食堂での昼食の際、味がしないことに気づく	ナイター△▼戦(△▼ドーム)
7/22	水	正午頃陽性判定、自宅療養		一塁選手の濃厚接触者に認定、レンタカーにて遠征先より帰宅、自宅待機	午前中に自宅近くの○×病院を受診、翌日PCR受検	ナイター△▼戦(△▼ドーム) 15時に一塁守内野手の感染を球団よりプレスリリース
7/23	木				午前中にPCR検査受検、25日に結果判明予	ナイター△▼戦(△▼ドーム)
7/24	金					新幹線移動、ナイター□□戦(XX球場)
7/25	土					ナイター□□戦(XX球場)
7/26	日					デーゲーム□□戦(XX球場)
7/27	月					練習日
7/28	火					ナイター■●戦(XX球場)
7/29	水					ナイター■●戦(XX球場)

(球団初期対応(連絡経路、行動履歴の聴取等))

・7/18デーゲーム試合後、一塁守内野手本人からマネージャーに、同居家族(妻)が体調不良で病院を受診したところ念のためPCR検査受検をすることになった旨の連絡があった。
一塁守内野手妻のPCR検査の結果が出るまで一塁守内野手は自宅待機とした。

(状況詳細記述、備考等)

・一塁守内野手は、本拠地XX球場での試合の際に自宅から自家用車で球場を往復。

(保健所とのやり取り・指示等)

・濃厚接触者の抽出作業、行動記録等連絡はXX保健所と球団マネージャーとで直接やりとりを実施。
・保健所からの指示で、一塁守内野手の発症48時間前以降に使用していたXX球場(1塁側ロッカー、ベンチ、トイレ、トレーナー室、サロン、廊下等)とウエイトルームを消毒済み。
・球団幹部のXX次郎は、18日(土)・19日(日)のデーゲーム視察の際に一塁守内野手と挨拶や10分程度の立ち話をしているが、濃厚接触者には当たらないとの連絡があった。

【球団と関係者】陽性・濃厚接触感染疑い報告フォーマット 接触状況確認票

2. 新型コロナウイルス感染症 感染時/濃厚接触者認定時/感染疑い時 接触状況確認票（球団関係者）

*記入欄が足りない場合は列/行またはシートをコピーして記入してください。

感染者/感染疑い者： 感染状況： 発症日時： 報告日： 2020年 月 日

No.	役職	接触者氏名	聞き取り担当者氏名	Q1. 発症48時間 前以降の接触 (※)	Q2. 接触日時	Q3. 接触場所 (換気状況等)	Q4. 距離	Q5. 接触時間	Q6. 感染者/感 染疑い者のマ スク着用有無	Q7. 接触者の マスク着用有 無	Q8. 接触時の状況
例	選手（投手）	投球太郎	野球次郎	有	7/29 16:00頃	XX球場1塁側ロッカー (入口ドア開放)	約1.5m	30分	無	有	ロッカーが隣。多少会話をし た。
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											

(※) 管轄保健所によって、接触履歴を遡る期間が異なる場合があります。事前に管轄保健所へ確認の上、必要期間内の接触の有無を記載してください。

【対象：球団と関係者】

※厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡『感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて（令和2年5月1日、令和4年1月31日一部改正）』の「就業制限の解除については宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えないこと。」に従う。

※L452R変異株（デルタ株）PCR検査の陰性率（判定不能を除く）が70%以上となったことを目安とし、新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合を含む。）を、原則として、B.1.1.529系統（オミクロン株）の患者である者として取り扱う。

※発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者または発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

※人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理または体外心肺補助（ECMO）管理による治療とする。

※但し、濃厚接触者の待機期間の取扱いについては上記及び『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について』等に関わらず、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡『B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所ごとの濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について』（令和4年3月16日）令和4年7月22日一部改訂に従う。

【対象：球団と関係者】 (1) 陽性の場合

(1) 陽性の場合

状態	(上段) 対応/ (下段) 制限解除基準	必要事項
本人が陽性かつ有症状	宿泊療養又は自宅療養 (1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合 ①発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合 ②発症日から7日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合 (2) 人工呼吸器等による治療を行った場合 ③発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合 ④発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合 ※ただし、③の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。	行動記録の確認 濃厚接触者の抽出 使用場所の消毒 NPBへの報告

【対象：球団と関係者】 (1) 陽性の場合

状態	(上段) 対応/ (下段) 制限解除基準	必要事項
本人が陽性 かつ無症状	<p data-bbox="301 329 678 368">宿泊療養又は自宅療養</p> <p data-bbox="301 444 846 482">⑤発症日から7日間経過した場合</p> <p data-bbox="301 511 1479 606">⑥発症日から5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除。</p> <p data-bbox="301 654 1479 796">また、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを正しい着用すること等の感染対策を求めること。</p>	<p data-bbox="1516 329 1779 368">行動記録の確認</p> <p data-bbox="1516 396 1818 435">濃厚接触者の抽出</p> <p data-bbox="1516 464 1779 502">使用場所の消毒</p> <p data-bbox="1516 531 1740 569">NPBへの報告</p>

【対象：球団と関係者】 (2) 濃厚接触者、濃厚接触疑い者の場合

(2) 濃厚接触者、濃厚接触疑い者の場合

※濃厚接触者とは、陽性者と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指し、必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m程度以内）で 15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられる。行動履歴等から陽性者との濃厚接触が疑われる場合は、感染の可能性及び感染した場合の影響についても考慮し、原則として下記「濃厚接触疑い」として取り扱うこととする。

※濃厚接触疑い者とは、行動履歴等から陽性者との濃厚接触が疑われる者のうち、球団が別途隔離が必要と考える者を指す。

※濃厚接触疑い者の抽出においては以下を目安とする。

- ▶陽性者の検体採取または発症の48時間前（2日前）にさかのぼり以下を例としたリスクの高い状況での接触があった者
 - ・マスク非着用者または不織布以外のマスク着用者（ウレタンマスク等）のうち、陽性者と1m以内で15分程度以上の時間にわたりの会話をした者
 - ・陽性者と飲食を共にした者
 - ・移動時に長時間接触した者（車内、航空機内などを含み、国内線では周囲2m以内に搭乗していた者、国際線では陽性者の前後2列以内の列に搭乗していた者等）

【対象：球団と関係者】 (2) 濃厚接触者、濃厚接触疑い者の場合

状態	(上段) 対応/ (下段) 制限解除基準	必要事項
<p>同一世帯内での陽性者発生（同居家族が陽性）</p>	<p>保健所の指示に従い、待機 （保健所からの聴取り等が一律に必ずしも行われるのではなく、同一世帯内のすべての同居者が濃厚接触者となる旨を感染者に送付するメッセージにその旨を盛り込み周知する等の方法により感染者に伝達すること等をもって濃厚接触者として特定したこととすることがある。）</p> <p>当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保持者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とする(*1)が、2日目及び3日目のPCR検査等(*2)陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。</p> <p>上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問(*3)、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。</p>	<p>行動記録の確認 体調管理/NPBへの報告</p>

【対象：球団と関係者】 (2) 濃厚接触者、濃厚接触疑い者の場合

<p>(続) 同一世帯内での陽性者発生（同居家族が陽性）</p>	<p>(*1) ただし、当該同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の同居者が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該感染者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。</p> <p>(*2) 検査の種類はRT-PCR検査または抗原定量検査を原則とする。</p> <p>(*3) 受診等を目的としたものは除く。</p>	
--------------------------------------	--	--

【対象：球団と関係者】 (2) 濃厚接触者、濃厚接触疑い者の場合

状態	対応	必要事項
本人が濃厚接触疑い者である	<p>原則として陽性者との最終接触日を0日目として自主隔離とし、5日間（6日目解除）とするが、3日目のPCR検査等(*4)陰性、もしくは2日目、3日目の抗原定性検査陰性をもって解除可能とする。</p> <p>(*4) 検査の種類はRT-PCR検査または抗原定量検査を原則とする。</p>	<p>体調管理</p> <p>待機期間中は、朝・昼・夜の検温および健康観察を実施し、体調の変化に留意する。遠征先では指定の場所にて待機する</p>
同居家族が濃厚接触疑い者である	<p>行動制限の規定はないが、家族との接触状況や体調変化に応じて検査受検等を検討する。濃厚接触者が健康観察中に陽性となった場合、本人は濃厚接触者となる可能性が極めて高いため、本人・同居家族ともに感染対策を徹底し、健康観察を実施、不要不急の外出を避ける。</p> <p>可能な限り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の同居者と同じ部屋で過ごす時間をできるだけ短くする（接触を避ける） ・可能な限り、空間を分けて生活する ・食事は一緒にせず、別室または時間をずらす 	<p>体調管理</p>

【対象：球団と関係者】 (2) 濃厚接触者、濃厚接触疑い者の場合

状態	対応	必要事項
(続)	<ul style="list-style-type: none">・ 自宅内でも家族全員（2歳未満を除く）マスクの着用が望ましい・ こまめな手洗いやアルコール消毒（トイレ、入浴後の浴室、ドアノブや電気スイッチなど）・ こまめな換気（1時間に2回程度）をする・ 風呂は単独で入り、タオルの共有はしない等の対策を実施する。	

【対象：球団と関係者】 (3) その他の場合

(3) その他の場合

状態	対応	必要事項
本人が体調不良(*5)、検査陰性	医師の診断・指示に従う	体調管理
同居家族が体調不良(*5)、検査陰性	行動制限無し	体調管理、同居家族の健康観察
本人が体調不良(*5)、医師より検査の必要無しと判断あり	医師の診断・指示に従う	体調管理
同居家族が体調不良(*5)、医師より検査の必要無しと判断あり	行動制限無し	体調管理、同居家族の健康観察

(*5) 医学的には「体調不良」は自覚症状のため定義はない。一般的には発熱、下痢、咳嗽、頭痛、腹痛、倦怠感、悪寒、食欲不振等を言う。

【対象：球団と関係者】

- ・陽性者が発生した場合、本人以外が使用しないバットやグラブは消毒不要。芝生も消毒不要。不特定多数の人が触れる高頻度接触部位（ドアノブ、サロンのテーブルなど）をアルコール消毒剤や次亜塩素酸ナトリウム溶液等を用いて消毒する
- ・無症状の濃厚接触者については、球団施設内に居住している場合、同一球団敷地内のトレーニング施設を時間を区別して使用することが可能。

必要に応じて、出典・参考を参照し、活用する。

出典・参考：

『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日（令和4年3月17日変更）』内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（2022-3-22参照）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220317.pdf

『感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて（令和2年5月1日、令和4年1月31日一部改正）』厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（2022-3-22参照）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000891476.pdf>

『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（令和4年1月5日、令和4年1月28日一部改正）』厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（2022-3-22参照）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889667.pdf>

『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（令和4年1月5日、令和4年2月2日一部改正）』厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（2022-3-22参照）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000892312.pdf>

『新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）令和4年2月15日版』厚生労働省（2022-3-22参照）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

『B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所ごとの濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和4年3月16日）』厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（2022-3-22参照）

<https://mext.box.com/s/dxd5me9h52zst644c4ggi5zkzg9o3oyw>

目次

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報
2. 日本野球機構基本方針
3. 球団と関係者予防措置
4. 審判員、記録員等感染予防措置
5. 発症者/陽性者発生時の対応（球団と関係者）
- 6. メディア取材・中継制作ガイドライン**
7. 有観客時球場運営対応
8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）

【別添1】 2023 年度シーズン特例事項

【別添2】 公式戦継続の判断基準

ア) 有観客開催におけるメディア取材ガイドライン

1) 球場の出入り

- ・ 2023シーズンNPB発行プロ野球取材証または球団発行取材証使用
- ・ 指定出入口使用
- ・ 取材人員名の記録を推奨
- ・ こまめな手洗い、手指消毒の徹底
- ・ 球場内全エリアで、原則としてマスク着用を推奨
- ・ 球場指定出入口にて検温（37.5℃以上および発熱症状確認時入場不可）を推奨

2) 取材（試合前～試合中～試合後）

- ・ 立入可能エリア、立入不可エリアは各球団が指定する
- ・ 取材は、球団指定の導線、時間、場所を実施
- ・ 個別取材を希望する場合、必要に応じ事前に球団広報にリクエストの後に協議
- ・ 球場外周取材の場合、事前に指定の取材窓口（球団広報や球場等）に申請の上、指定条件の下に実施

ア) 有観客開催におけるメディア取材ガイドライン

- ・ <試合前>

球団広報と幹事社で協議の上、球団指定の場所にて監督・コーチ・選手の取材実施。

- ・ <試合後>

球団広報と幹事社で協議の上、球団指定の場所にて監督・コーチ・選手の取材実施。 対面の場合は選手・コーチ・監督だけでなく、記者同士も十分な人と人との間隔の確保

- ・ 球団指定の記者席・ワークルーム・臨時記者席等における十分な人と人との間隔の確保

3) スチールおよびムービー撮影

- ・ 立入可能エリア、立入不可エリアは各球団が指定する

- ・ 球団別撮影可能エリア（カメラ席やスタンド）を指定して指定場所以外の撮影禁止

- ・ カメラマン同士の十分な人と人との間隔の確保

イ) 有観客開催における中継制作ガイドライン

1) 球場の出入り

- ・ 2023シーズンNPB発行プロ野球取材証とまたは球団発行取材証使用
- ・ 指定出入口使用
- ・ こまめな手洗い、手指消毒の徹底
- ・ 球場内全エリアで、原則としてマスク着用を推奨
- ・ 球場指定出入口にて検温（37.5℃以上および発熱症状確認時入場不可）を推奨

2) 中継制作とインタビュー（試合前～試合後）

- ・ 立入可能エリア、立入不可エリアは各球団が指定する
- ・ インタビューは、球団指定の導線、時間、場所を実施
- ・ 中継制作時のマスクの着用を推奨、および十分な人と人との間隔を確保
- ・ 別途インタビューを希望する場合、必要に応じ事前に球団担当者にリクエストの後に協議
- ・ 中継社のインタビュー時、試合前後のインタビューは十分な人と人との間隔を確保し、真正面を避けて実施。マイクはインタビューアーとは別のものを使用（随時消毒が必要）

イ) 有観客開催における中継制作ガイドライン

<試合前>

放送局の要求時、両チームの監督や選手はインタビューに協力/インタビュー位置は球団と協議。グラウンドで行う場合も同様

<試合後>

放送局のリクエストで選手はインタビューに協力/インタビュー位置は球団と協議。グラウンドで行う場合も同様

目次

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報
2. 日本野球機構基本方針
3. 球団と関係者予防措置
4. 審判員、記録員等感染予防措置
5. 発症者/陽性者発生時の対応（球団と関係者）
6. メディア取材・中継制作ガイドライン
- 7. 有観客時球場運営対応**
8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）

【別添1】 2023 年度シーズン特例事項

【別添2】 公式戦継続の判断基準

7. 有観客時球場運営対応

- * 事前に自治体と収容率制限等も含めて協議を行い、飲食販売に関する制限についても都道府県の要請を遵守する
- * 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、上限は100%とする

参照：「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

(https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20230127.pdf)

ア) 球場運営全般

① 試合前後、試合中の案内と予防措置の強化

- ・ 球場大型ビジョン、場内放送、球団SNS、球団ホームページ、チケットページ等を通じて、こまめな手洗い・手指衛生の徹底、咳エチケット遵守を含む一般的な予防措置を案内。予防措置ポスター・バナーを内外に掲出。
- ・ 発症者発見時の迅速な対処のために球団・球場職員教育の実施

ア) 球場運営全般

②消毒と衛生

- ・会場出入り口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施
- ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部、売店等オープンスペース等）の定期的かつこまめな消毒の実施を推奨。清掃員事前教育の実施

③感染疑い症状発症者の隔離場所の用意とアクセスコントロール

- ・隔離空間は四方を壁または幕で囲われ、ドアまたは仕切り等で出入口を閉じることができる換気の良い空間に指定し、マスク/衛生手袋/防護服を着用した人だけ隔離空間を出入りできるように制限
- ・衛生手袋、防護服は原則として接触する人ごとに交換する。マスクは1日ごとに交換する

④来場者間の密集回避

- ・入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施
 - ・休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築
- ※入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。
- ・観戦や球場内の移動の際は、人と人とが触れ合わない間隔を確保するよう呼びかけ
 - ・スタンドに入ったボールは球場係員が回収することが望ましいが、ボールの扱いについては各球団・球場の判断とする。密接・密集を避けるため自席を離れてボールを取りにいかないよう観客に周知、注意喚起を行うことが望ましい
 - ・来場者向け喫煙所は、十分な間隔が確保されるようスペースに応じた利用可能人数を決定し、その定員内で利用可能とする

イ) 飲食販売関連

原則「2. 日本野球機構方針」「3. 球団と関係者予防措置」「7. 有観客時球場運営対応 ア) 球場運営全般」に準拠し、各球場・球団ごとに各自治体および保健所と協議の上、飲食販売に関する制限についても都道府県の要請を遵守する。ここでは特に飲食の感染防止策として下記の予防措置を記載する。

① 飲食の制限

- ・ 飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底
- ・ 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）

② 消毒の徹底

- ・ 適時、テーブルを消毒する

③ 密集の回避

- ・ 密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、人数制限（入店制限）
- ・ 店内飲食やテイクアウトで順番待ちをする場合は、人と人が触れ合わない距離での間隔を空けるように誘導する
- ・ 動線の確保

イ) 飲食販売関連

④利用者の制限

- ・有症状者（発熱、咽頭痛、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等）の入店をお断りする旨の掲示

⑤従業員の行動管理

- ・検温や日々の体調管理を徹底
- ・有症状者（発熱、咽頭痛、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等）の出勤自粛
- ・従業員は必ず出勤前に体温を測る。体調不良（発熱、咽頭痛、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等）がみられる場合は、店舗責任者等定められた人にその旨を報告
- ・ユニフォームや衣服のこまめな洗濯
- ・濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止
- ・販売担当者は頻繁かつ適切な手洗い、手指消毒を徹底
- ・従業員のロッカールームや控室は換気し、室内は定期的に清掃する

イ) 飲食販売関連

⑥接客時共通事項

- ・スプーン、箸等の食器の共有、使い回しは避けるよう、掲示等により注意喚起する
- ・ビュッフェやサラダバーは、利用者が一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用するとともに、手指の消毒を徹底する

⑦カウンター席の接触回避

- ・カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けるか、カウンターテーブルに隣席とのパーティション（アクリル板等）を設置する等し、横並びで座る人に飛沫が飛ばないように配慮する
- ・カウンターでは、お客様と従業員の会話を想定し、仕切りの設置などを工夫する
- ・カウンターサービスは、可能な範囲で従業員とカウンター席との間隔を保ち、注文を受ける際は、正面に立たないように注意する

イ) 飲食販売関連

⑧テーブル席の接触回避

- ・ テーブル間は、パーティションで区切るか、できるだけ1m以上の間隔を空けて座れるように配置を工夫する
- ・ テーブル席は、真正面の配置を避けるか、または区切りのパーティション（アクリル板等）を設ける
- ・ 少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者が同行する高齢者・乳幼児・障がい者等が同席する場合は、上記の対応を行わないことができる。
- ・ 他グループとはできるだけ1m以上の間隔を空け、店舗内のスペースや構造上、物理的に間隔を空けた席の配置が難しい場合は、パーティションの設置や、スペースに余裕がある場合は斜めでの着席や背中合わせでの着席等対面にならない着席方法を工夫
- ・ テーブルサービスで注文を受ける時は、お客様の側面に立ち、可能な範囲で間隔を保つ

⑨会計時

- ・ 会計処理時に現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、適時手指を消毒する。
- ・ 偶発的に直接のやり取りとなった場合は、その後必ず手指消毒を行う

イ) 飲食販売関連

⑩テイクアウト

- ・ 事前予約注文を受け付ける等の仕組みを導入

⑪デリバリー（提供に時間がかかる場合等、お客様が注文した料理を座席、スイートルーム等にスタッフが運んで提供する場合）

- ・ 配達員と来店客との動線が重ならないように、可能であればデリバリー専用カウンターを設ける
- ・ 注文者が希望する場合は、非接触の受け渡しを行う
- ・ 料理の容器は、配達員が直に触れないよう袋等に入れ、配達に使用する運搬ボックス等は使用の都度、消毒する

イ) 飲食販売関連

⑫店舗共用部での対策

○店内

- ・店内清掃を徹底し、店舗のドアノブ、券売機、セルフドリンクコーナー等の設置等、多数の人が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭
- ・テーブル、イス、パーティション、メニューブック、タッチパネル、卓上ベル等についても適宜、アルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤（界面活性剤）で清拭
- ・卓上に調味料・冷水ポット等を置く場合は、適時、アルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭や用具の交換を行う。

○トイレ

- ・ドアやレバー等の不特定多数が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭
- ・ハンドドライヤーを使用する場合は、清掃を適時行い衛生管理に努める

※飲食販売に関する制限

政府によるイベント開催制限を目安に都度検討、見直しを行う。各球場・球団ごとに各自治体および保健所と協議の上、飲食販売に関する制限についても都道府県の要請を遵守する。

球場内での飲食物販売の可否	可能
球場外周での飲食物販売の可否	可能 実施する場合は、衛生管理・感染予防対策を徹底の上、実施する
来場者による飲食物の持ち込み	通常の球場ルールに従う
持ち込みが禁じられている缶、瓶等 を入場前に来場者自身によるカップ への移し替え行為	通常の球場ルールに従う ・ 移し替え用カップは衛生手袋を着用した係員が渡す。 ・ ビン・缶類などのカップの移し替えは来場者自身で行い、処分する空き容器も来場者自身でゴミ箱に捨てる（係員等が来場者の持ち込んだゴミに触れない）。

※飲食販売に関する制限

球場内でのアルコールの販売可否	可能 ・販売を控えることを推奨するが、球場管轄の保健所および地方自治体の判断に基づいた球団ごとの運用判断を可とする。球場施設内のレストラン形式によるアルコール販売は、業界ガイドラインを準用する。 ・来場者への過剰摂取・飲みすぎ抑制等注意喚起呼びかけを実施、酔って大声を上げる来場者への注意等。
販売員がカップに缶ビールを直接注いで観客に手渡す行為	可能 実施する場合は、販売員の衛生管理・感染予防対策を徹底の上、実施する。
販売員がサーバーからカップに注いで観客に手渡す行為	可能 実施する場合は、販売員の衛生管理・感染予防対策を徹底の上、実施する。

ウ) 観客の管理

【入場制限対象者】

- ①過去48時間（2日間）以内から現在までに発熱、咽頭痛、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等を含む体調不良のある者
- ②PCR 等検査陽性歴がある者のうち行動制限の解除がされていない者
- ③濃厚接触者等として行動制限の解除がされていない者

※来場者が入場不可となった場合の返金等については各球団で対応し、有症状者の入場を確実に防止する措置を講じる

ウ) 観客の管理

入場時	<ul style="list-style-type: none">・ 入場ゲート前または入場ゲート通過時サーモグラフィまたは非接触式体温計で体温検査実施を推奨。37.5℃以上の発熱および発熱症状確認時入場不可※サーモグラフィは、測定誤差を最小限とするため屋内または日陰での実施推奨・ 必要に応じて入場ゲート手前に臨時の待機ゾーンを設置すること、マーキングにより十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保すること等による入場時の混雑緩和・ 入場待機列の混雑緩和のため、可能な限り入場ゲートを増やす、入場ゲートは混雑が予想される時間帯よりも前もって開門する等の対応策を講じる。入場後の観客をコンコースなどに滞留できず、2カ所バッティングでの打撃練習中に来場者をスタンドに入場させざるを得ない場合は、警笛要員の追加配置等十分な安全対策措置を講じる・ 手指消毒剤を各入場ゲート付近に配備、球場スタッフが使用を呼びかけ (入場ゲートとトイレの他、売店等の主要な動線に設置)・ セキュリティ検査担当職員は原則として衛生手袋（使い捨て、密着性）を着用し、観客に対し自主的にバッグを開くように呼びかけ
観戦中	<ul style="list-style-type: none">・ 球場職員や場内放送、大型ビジョンによるこまめな手洗い・手指衛生の徹底、咳エチケット遵守を含む一般的な予防措置の周知徹底（熱中症が懸念される場合は、「こまめな水分補給」も状況に合わせて促す）。

ウ) 観客の管理

<p>(続) 観戦中</p>	<ul style="list-style-type: none">・喫煙スペースも十分な距離を取り、互いの会話を避け、換気に留意する。・再入場実施の有無は、各球場のルールに従う
<p>退場時</p>	<ul style="list-style-type: none">・球場の状況に応じた混雑解消策を講じる

■観客への呼びかけ事項

【来場前後・観戦中のお願い事項】

- ・「三つの密」の回避や、「十分な人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」等の基本的な感染対策の遵守

【入場券購入時】

- ・入場制限対象者・入場時の検温を理由とした入場不可の周知
- ・有症状（発熱、咽頭痛、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等）の場合は早めに連絡・来場を中止することを周知
- ・上記の来場前後・観戦中のお願い事項の事前周知

■観客への呼びかけ事項

【球場到着・入場時】

- ・ 早めの球場到着（密集や検温等の影響による入場の待ち列を避けるため）
- ・ 入場ゲート前または入場ゲート通過時サーモグラフィまたは非接触式体温計で体温検査実施を推奨。
37.5℃以上の発熱および発熱症状確認時入場不可
- ・ 入場制限者に当てはまる場合、入場時の検温にご協力いただけない場合は入場をお断りする場合があります

※有症状を理由に入場できない場合、払い戻し等の措置を講じる旨を周知

- ・ 各地域の通知サービス（Bluetooth やQRコードを用いたもの等）導入の奨励

※球場内においてQRコードを掲示する等の具体的な促進措置を行う

【球場入場後】

- ・ 球場内では可能な限り目的地（自分の座席、売店、トイレ等）を決めて移動することとし、不必要なコンコースの回遊等をご遠慮いただく
- ・ 体調管理に十分に配慮し、異変があった場合には無理をせずご帰宅いただく
- ・ 球団・球場の案内する応援スタイル、ファンサービス内容にご理解の上遵守いただく

■観客への呼びかけ事項

【試合終了後】

- ・ 交通機関・帰宅途中の飲食店等の三密回避（分散利用等）について、注意喚起を行う
- ・ 試合終了時に一斉に退場すると出口で密集が生じる恐れがある。退場ゲートの混雑解消のため、券種等に基づいた退場ルール設定等、なるべくタイミングをずらすよう工夫を行い、時間に余裕をもって出口へ向かうよう促す。また、退場後も三密を避ける行動を促すものとし、観客に十分な告知をして協力を求め、球場職員等から退場に関する指示のある場合は従っていただく
- ・ 退場口の増加、看板等による退場動線を明確化することによる混雑解消も有効

エ) 応援スタイル

原則：安全計画提出時に各自治体へ確認すること。

・ジェット風船応援 ※換気をしっかり行うことで感染リスクを軽減する	可
・肩組み、飛び跳ね等集団での動きを伴う応援	可
・指笛の応援	可
・トランペット・ホイッスル等の鳴り物応援 ※各球団が定めるエリア、人数の範囲内で演奏者の体調確認を行った上で実施	可
・メガホンを打ち鳴らしながらの声援（自然に歓声が大きくなる）	可
・ビッグプレー、ファインプレー等での観客のハイタッチ	可
・両手をメガホン代わりにした大声での声援、応援	可
・電子ホイッスル、拡声器の使用	可
・プレーの度の拍手	可
・拍手応援	可
・応援団の太鼓リードによる拍手	可
・応援タオルを横に広げて左右に振る、もしくは回す	可
・フラッグ応援（新聞紙大の手旗を振る）	可
・ビッグフラッグや大型の応援旗を振って応援	可

オ) 球団のファンサービス実施内容可否について

- ・観客およびファンの皆様と選手を含む球団と関係者の健康と安全を守るため、ファンサービスの内容に制限が生じることをご理解いただく。

ファンサービス実施内容可否目安

選手を含む球団と関係者とファンとの直接接触、声かけ	可
選手を含む球団と関係者とファンがハイタッチおよび握手	可
選手を含む球団と関係者がファンからのプレゼントを受け取る	可
試合前後に選手を含む球団と関係者がファンとの記念撮影に応じる	可
試合前後に選手を含む球団と関係者がファンから直接サイン依頼に応じる	可
試合開始前に選手が守備位置に子供等ファンと一緒にいく、いる（オンユアマークス）	可
ファンが試合前にグラウンドレベルに降りる、グラウンドに入場	可
ファンが試合終了後、選手監督コーチが完全撤収後にグラウンドレベルに降りる、グラウンドに入場	可
選手を含む球団と関係者によるサインボール投げ込み	可
始球式の実施	可

■手指消毒を徹底のうえ、チーム（ダッグアウト）から離れた動線を移動し、選手を含むチーム関係者との十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、長時間接触するような状況が発生しないこと。（ファンサービスイベント全般については、自治体の意向を確認すること）

目次

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報
2. 日本野球機構基本方針
3. 球団と関係者予防措置
4. 審判員、記録員等感染予防措置
5. 発症者/陽性者発生時の対応（球団と関係者）
6. メディア取材・中継制作ガイドライン
7. 有観客時球場運営対応
- 8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）**

【別添1】 2023 年度シーズン特例事項

【別添2】 公式戦継続の判断基準

8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）

* 事前に自治体と収容率制限等も含めて協議を行い、飲食販売に関する制限についても都道府県の要請を遵守する

ア) 球場内で体調不良者（感染疑い症状発症者を含む）発生時の対応

- ・ 余程の体調不良でない限りは、観客自身で医療機関受診、帰宅を促す。公共交通機関の使用を避ける。
- ・ 即時帰宅、医療機関受診ができない場合、隔離場所へ移動
- ・ 必要に応じて医療機関への連絡、案内

イ) 観戦日以降、観客から陽性者が発生した場合の対応

対応の必要性：球団への報告不要

目次

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報
2. 日本野球機構基本方針
3. 球団と関係者予防措置
4. 審判員、記録員等感染予防措置
5. 発症者/陽性者発生時の対応（球団と関係者）
6. メディア取材・中継制作ガイドライン
7. 有観客時球場運営対応
8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）

【別添1】 2023 年度シーズン特例事項

【別添2】 公式戦継続の判断基準

2023年度シーズン特例事項

2023年度シーズンにおける特例事項を以下の通り定める。

【試合数】

セ・パ選手権試合は、6球団25回戦総当たりと他リーグとの交流戦18試合の各球団143試合とする。引き分け再試合は行わない。

【連盟管理節】

今年度の選手権試合は全試合を連盟管理節とする。

【試合の制限】

延長回は12回までとし、12回を終わってなお同点の場合には、引き分け試合とする。

【選手権試合に出場できる人数】

球団が支配下選手のなかから出場選手として登録した選手（31名）に限り、選手権試合に出場できる。球団は、外国人選手を5名以内出場選手登録することができる。ただし野手もしくは投手として同時に登録申請できるのはそれぞれ4名以内とする。外国人をラインアップに入れる場合、4名を野手として同時にラインアップに入れることはできない。

【ベンチに入ることのできる人員】

試合中（打順表の交換後から試合終了まで）ベンチに入ることのできる人員は最大43名までとし、連盟に登録済みの者に限る。（選手26名）

2023年度シーズン特例事項

【新規登録、出場選手異動申請】

出場選手の異動ならびに出場選手登録名簿は、曜日に関わらず試合開始予定時刻の2時間前まで（試合が組まれていない日は午後3時まで）に連盟が、NPBネットおよびメール送信による申請を受けたときその日に公示する。監督、コーチ、およびベンチ入りスタッフの手続きも同様とする。

* スタメン表は従来通り、1時間前に審判室で交換。

【特例2023】

新型コロナウイルス感染の疑い（本人および家族ほか）や発熱をはじめとする体調不良の症状が発症した場合、特例2023を適用することが出来る。

【試合挙行・続行の可否の決定】

試合当日において、コロナウイルスの影響によりチーム内に陽性認定者（および濃厚接触者）、経過観察者などが発生した場合、試合2時間前までにベンチ入り26名（または当該球団が試合を行えると考える選手数）が揃わない場合は、リーグ統括ならびに相手球団の了承を得た上で、事前に試合中止を決定することが出来る。

【注】 コロナウイルスの影響で中止になった場合はホームチーム、ビジティングチーム双方で何ら営業補償など請求しないものとする。

【審判員割当と人数】

試合当日にコロナウイルスの影響により、クルー内で欠場（発熱による経過観察者）しなければならない審判員が発生し、4名の出場審判員が揃わなかった場合には、出場可能な人数で対応する。なお、当日のクルーへの審判員の補充は行わず、翌日に新たなクルーと入れ替える。

目次

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報
2. 日本野球機構基本方針
3. 球団と関係者予防措置
4. 審判員、記録員等感染予防措置
5. 発症者/陽性者発生時の対応（球団と関係者）
6. メディア取材・中継制作ガイドライン
7. 有観客時球場運営対応
8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）

【別添1】 2023 年度シーズン特例事項

【別添2】 公式戦継続の判断基準

ア) チーム関係者（ユニフォーム着用者・チーム運営担当者）から陽性者が発生した場合

陽性者が発生した場合、当該チーム関係者が、発症48時間前から隔離されるまでに、1軍・2軍の行き来をしていない場合、当該チーム関係者が帯同していない1軍または2軍の試合は挙行する。当該球団は、当該チーム関係者が発症48時間前から隔離されるまでに帯同していた1軍または2軍において、当該チーム関係者と濃厚接触の疑いがあるチーム関係者を速やかに特定・隔離し1軍または2軍の試合開催を判断する。その他、必要に応じてリーグ理事会、実行委員会、自治体（指定窓口）との連絡を通じて適切な判断を下す。なお、チーム関係者に陽性事例が複数発生した場合は、12球団との連絡・情報共有を特に迅速に行う。また、臨時実行委員会の招集に着手し、リーグ日程、リーグ戦継続可否等、リーグ戦全体の運営を検討する。

イ) チーム関係者に濃厚接触者/体調不良者が複数発生した場合

チーム関係者に濃厚接触者/体調不良者が複数発生した場合、試合開始2時間前にチーム編成ができない状況を目安として中止を検討する。翌日以降の対応については都度議論・検討することとする。但し、状況が複数対戦カード以上続き試合開催が困難な場合は緊急リーグ理事会または緊急実行委員会を開催し、対応を決定する。濃厚接触の疑いがあるチーム関係者が、試合開催が困難な程発生した場合も同様とする。濃厚接触者、体調不良者がPCR検査または抗原定量検査を受検し、陽性者となった場合は上記ア)に従う。

ウ) 審判員が陽性となった場合

審判員が陽性となった場合、当該審判員を含むクルーは当日以降自宅待機とし、審判員に濃厚接触者/体調不良者が発生時以降試合出場予定のなかった別の審判員クルーを招集し、代替で試合の審判を行う。

エ) 記録員が陽性となった場合

記録員が陽性となった場合、当該記録員を含むグループは当日以降自宅待機とし、記録員に濃厚接触者/体調不良者が発生時以降試合出場予定のなかった別の記録員グループを招集し、代替で試合の記録を行う。

オ) 緊急事態宣言等が発出された場合

全国緊急事態宣言（都道府県単位の緊急事態宣言を含む）等が発出された場合、緊急実行委員会を開催し、リーグ戦の中断を含めた対応を検討し、決定する。自治体、保健所とも連携して最適な判断を下す。

出典・参考

出典・参考

『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日（令和4年3月17日変更）』内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（2022-3-22参照）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220317.pdf

『人との接触を8割減らす、10のポイント』厚生労働省（2022-3-22参照）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html

『「新しい生活様式」の実践例』厚生労働省（2022-3-22参照）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

『感染リスクが高まる「5つの場面」』内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（2022-3-22参照）

<https://corona.go.jp/proposal/#sugoshikata>

『国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）』厚生労働省（2022-3-22参照）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

『冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（令和2年11月27日）』厚生労働省（参照：2022-3-22）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html

『熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（令和2年6月24日）』厚生労働省（参照：2022-3-22）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640917.pdf>

『「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（令和2年4月3日）』厚生労働省（参照：2022-3-22）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

『新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）』厚生労働省（参照：2022-3-22）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

出典・参考

『感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて（令和2年5月1日、令和4年1月31日一部改正）』厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部（2022-3-22参照）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000891476.pdf>

『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（令和4年1月5日、令和4年1月28日一部改正）』厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（2022-3-22参照）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889667.pdf>

『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（令和4年1月5日、令和4年2月2日一部改正）』厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（2022-3-22参照）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000892312.pdf>

『B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所ごとの濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和4年3月16日）』厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（2022-3-22参照）

<https://mext.box.com/s/dxd5me9h52zst644c4ggj5zkzg9o3oyw>

『新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）令和4年2月15日版』厚生労働省（2022-3-22参照）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

『事務連絡：基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について』内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長（参照：2022-3-22）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220317.pdf

『事務連絡：まん延防止等重点措置区域である都道府県全域におけるイベント開催等の取扱いについて』内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長（参照：2022-3-22）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_eventkaisai_20220317.pdf

『基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について』厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（2023-1-27 参照）

https://corona.go.jp/news/news_20230127_01.html